

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和3年10月8日（令和3年（行情）諮詢第407号）

答申日：令和3年12月27日（令和3年度（行情）答申第438号）

事件名：「自衛隊警戒監視等態勢の実施基準の試行について」の一部開示決定
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「統幕運1第30号（H27.1.23）（裏面に出典をプリント）」
(以下「本件請求文書」という。) の開示請求に対し、「自衛隊警戒監視
等態勢の実施基準の施行について（通達）（統幕運1第30号。27.1.
23）」(以下「本件対象文書」という。) を特定し、その一部を不開示
とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月21日付け防官文第1
1869号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が
行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを
求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書 1

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、
『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件
における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたP D F ファイル形式以外の
電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるもので
ある。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されてい
なければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたP D F ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して
いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電
子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定された PDF ファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号）についても特定を求める。

平成 24 年 4 月 4 日付け防官文第 4639 号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式であれば、そのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定するべきである。

（2）審査請求書 2

- ア 上記（1）アと同じ。
- イ 上記（1）イと同じ。
- ウ 上記（1）ウと同じ。
- エ 上記（1）エと同じ。
- オ 上記（1）オと同じ。

（3）意見書

ア 意見 1：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 30 年 10 月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（20 頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別紙1（省略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）【別紙2（省略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているので、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付隨を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別紙3（省略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 意見3：「履歴情報」とは別紙4（省略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別紙4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれない、改めて確認を求めるものである。

エ 意見4：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別紙5（省略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

オ 意見5：複写の交付を受けずに審査請求が提起されたのは、諮問庁に責任がある。

複写の交付に係る期限に定めがないことから、諮問庁による複写の交付は、審査請求が間に合わなくなる時期に行われる場合がある（別紙6（省略）参照）。

本件においても、審査請求人が複写の交付を受ける前に審査請求を行ったのは、諮問庁からの複写の交付が遅いため、審査請求の期限

に間に合わなくなるためやむを得ず行ったものである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、平成28年6月21日付け防官文第11869号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への質問を行うまでに約5年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、質問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

本件対象文書中、3枚目ないし18枚目の内容の全てについては、自衛隊が行う警戒監視等の態勢に関する具体的な内容が記載されており、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」として、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録は特定されたPDFファイルがすべてである。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必

要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式であれば、そのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるので、改めて特定するべきである。」として、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。
- (6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年10月8日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年11月2日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年12月3日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「自衛隊警戒監視等態勢の実施基準の施行について（通達）（統幕運1第30号。27.1.23）」である。

審査請求人は、本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮詢庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確

認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は、統合幕僚監部が保有しているPDF形式の電磁的記録及び紙媒体の文書であり、審査請求人が求めるPDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

イ 本件対象文書については、その原稿を統合幕僚監部の担当者が電磁的記録として作成したが、本件対象文書が完成し秘の指定がされた後は、秘密保全上、印刷した紙媒体を保存し電磁的記録については速やかに廃棄している。

ウ その後事務処理の過程で紙媒体をスキャナにより読み取ったことにより、原処分に係る開示請求の時点においては、これにより作成されたPDF形式の電磁的記録を保有していたものと思われる。

(2) 当審査会において、本件対象文書を確認したところ、本件対象文書には手書きの記載が認められ、そうすると、紙媒体をスキャナにより取り込みPDF形式の電磁的記録として保有しているとする上記(1)ウの諮問庁の説明は首肯でき、他にPDF形式以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(PDF形式以外の電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、自衛隊が行う警戒監視等態勢の実施基準が詳細に記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊が行う警戒監視等の態勢が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約5年2か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久